

鳥取県土木工事共通仕様書 新旧対照表

改定後	改定前
<p>第1節 総則</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>7. 設計図書</p> <p>設計図書とは、特記仕様書、図面、工事数量総括表、共通仕様書、現場説明書、<u>現場説明等に対する質問回答書及び積算条件情報</u>をいう。</p> <p>12. 質問回答書等</p> <p>質問回答書とは、<u>入札閲覧設計書（設計図書及び積算参考資料）</u>に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。<u>また、積算条件情報とは、入札閲覧設計書（設計図書及び積算参考資料）に関する積算条件の齟齬等について入札参加者に周知する書面をいう。</u></p> <p>1-1-36 施工時期及び施工時間の変更</p> <p>2. 休日又は夜間の作業連絡</p> <p>受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行う時は、事前に<u>その理由を監督員に連絡</u>しなければならない。</p> <p><u>ただし、現道上の工事については、書面により提出しなければならない。</u></p>	<p>第1節 総則</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>7. 設計図書</p> <p>設計図書とは、特記仕様書、図面、工事数量総括表、共通仕様書、現場説明書<u>及び</u>現場説明等に対する質問回答書をいう。</p> <p>12. 質問回答書</p> <p>質問回答書とは、<u>現場説明書及び現場説明</u>に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。</p> <p>1-1-36 施工時期及び施工時間の変更</p> <p>2. 休日又は夜間の作業連絡</p> <p>受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行う時は、事前に理由を<u>付した書面（以下「休日夜間作業届」という。）を監督員に提出</u>しなければならない。</p> <p><u>ただし、あらかじめ施工計画書に作業日時と事由を明記すれば、官公庁の休日に作業を行う場合においても、休日夜間作業届の提出を省略することができる。</u></p>